

## ◎地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(平成二十三年五月二日法律第三七号)

### 一、提案理由(平成二十二年四月八日・参議院総務委員会)

○国務大臣(原口一博君) おはようございます。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地域主権改革は、明治以降の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革であります。国と地方自治体の関係を国が地方に優越する上下の関係から根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていかねばなりません。

本法案は、昨年十二月に閣議決定し国会に報告した地方分権

改革推進計画に基づき、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項を調査審議等するための体制を整備することとし、内閣府設置法に規定する重要政策に関する会議として、内閣府に地域主権戦略会議を設置することとしております。

第二に、地方分権改革推進委員会第三次勧告で示された義務付け・枠付けの見直しの三つの重点事項、すなわち、一、施設・公物設置管理の基準、二、協議、同意、許可・認可・承認、三、計画等の策定及びその手続のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第二次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に關し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の

整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、参議院総務委員長報告(平成二二年四月二八日)

○佐藤泰介君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、内閣府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律の改正等を行うものでもあります。

……………(略)……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲の推進への決意、国と地方の役割分担の今後の姿、地域主権という新語の法定化に関する疑義、地方議会議員の身分を法的に位置付ける必要性、地方自治法抜本改正の方向性、国が本来責任を持つべき事業を地方に

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

丸投げすることの是非、国と地方の協議の場で地方財政計画の策定を協議する必要性等について質疑が行われました。

また、参考人から意見を聴取し、江東区及び中央区に現地視察を行うとともに、三法律案について内閣委員会と、地域主権改革推進一括法案について厚生労働委員会とそれぞれ連合審査会を開催いたしました。

質疑を終局した後、まず、自由民主党・改革クラブを代表して二之湯智委員より、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、「地域主権」の用語を「地方分権」と改めること等を内容とする修正案が提出されました。次に、公明党を代表して澤雄二委員より、地域主権改革推進一括法案に対し、地域主権戦略会議の議員に地方六団体の代表を加えること等を内容とする修正案が提出されました。次に、日本共産党を代表して山下芳生委員より、国と地方の協議の場に関する法律案に対し、法律の目的から「地域主権改革の推進」との文言を削ること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、公明党提出の修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取いたしましたところ、必ずしも適当でない旨の発言がありました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

一一八

続いて、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブ

以上、御報告申し上げます。

を代表して磯崎陽輔理事より、自由民主党・改革クラブ提出の

修正案に賛成、地方自治法一部改正案に賛成、民主党・新緑風

会・国民新・日本を代表して武内則男理事より、三法律案に賛

成、公明党を代表して魚住裕一郎委員より、公明党提出の修正

案に賛成、その他の修正案に反対、国と地方の協議の場に関する

法律案及び地方自治法一部改正案に賛成、地域主権改革推進

一括法案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委

員より、いずれの修正案にも反対、三法律案に賛成、日本共産

党を代表して山下芳生委員より、三法律案に反対、自由民主党

・改革クラブ提出の修正案及び公明党提出の修正案に反対する

旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、地域主権改革推進一

括法案につきましては、両修正案はいずれも賛成少数により否

決され、原案については可否同数となりましたので、国会法第

五十条の規定により、委員長は本法律案を原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

……(略)……

なお、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し八項目から成る附帯決議が付されておりま

す。

○附帯決議(平成三二年四月二七日)

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現のため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方の自立・再生に向けて、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題について、国と地方が多面的・総合的に協議しつつ、共通認識の下に、その解決のため早急な取組を強力に進めること。

二、地方分権改革推進委員会の第一次勧告で示された基礎自治体への権限移譲等については、その実現に向けて速やかに取り組むとともに、権限移譲等に伴い必要となる財政措置を同時に行うこと。

三、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から事務・権限の見直しを進めるとともに、地方の財源・人員の確保等に十分配慮すること。あわせて、国の権限に属する事務を行う出先機関についても、総合的に見直しを行うこと。

四、義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進

委員会の第三次勧告で示された具体的に講ずべき事項のうち法案化されなかった事項に関して勧告に沿った着実な対応を行うこと。また、地方公共団体の条例制定権を一層拡大する観点から、地方の意見を踏まえつつ、義務付け・枠付けの在り方を検証するとともに、累次の勧告で示された事項についても速やかに対応すること。

五、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めること。

六、地域主権戦略会議については、改革に係る基本的な方針や重要事項に地方の意見が確実に反映されるようにするため、地方団体の代表など幅広い地方の代表を議員とすること。また、同会議における調査審議に当たっては、国の事務・権限の更なる移譲を推進するためにはその受入体制の整備も必要であることから、地方公共団体間の連携など広域行政の在り方についてできるだけ速やかに検討を進めること。

七、国と地方の協議の場については、国と地方の代表者による真摯な意見交換を行い、国と地方の関係が対等・協力の関係となることに資するため、地方の意向を尊重して議案を幅広く選定するとともに、政策の企画立案及び実施に地方が参画

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

する機会を確保するよう積極的に開催すること。

八、国と地方の協議の場の臨時の議員や分科会の構成員については、自然条件、社会経済条件、団体規模等において多様性を有している地方公共団体の実情が適切に反映されるよう配慮すること。

右決議する。

### 三、衆議院総務委員長報告（平成二三年四月二二日）

○原口一博君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案の三法律案について申し上げます。

まず、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、内閣府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理またはその方法の義務づけを規定している関係四十一法律を改正する等、所要の措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

関係法律の整備に関

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

一三〇

以上の三法律案は、第百七十四回国会の参議院先議に係るもので、昨年四月二十八日本院に送付された後、翌月二十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されましたが、以後、今国会まで継続審査に付されていたものではありません。

今国会におきましては、四月十四日片山国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日及び昨二十一日質疑を行い、これを終局いたしました。

次いで、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党の三党派共同提案により、三法律案に対してそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

その主な内容は、  
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の題名を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に改めること、  
内閣府設置法の修正を行い、「地域主権改革」の用語を削除するとともに、地域主権戦略会議に係る規定を削除すること等であります。

次いで、討論を行い、各案について順次採決いたしましたところ、三法律案ともに、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しま

した。

なお、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対して附帯決議が付されました。

……………(略)……………  
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年四月二二日)

○坂本委員 ただいま議題となりました各修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

今回の修正は、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案について、両院におけるこれまでの議論等を踏まえて提出するものであり、その内容は次のとおりであります。

まず、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案についてであります。

第一に、題名を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」と改めることとしております。

第二に、内閣府設置法の修正を行い、地域主権改革の用語を

削除するとともに、地域主権戦略会議に係る規定を削除することとしております。

第三に、施行期日が平成二十三年四月一日とされている改正規定の施行期日を平成二十四年四月一日に改めるとともに、これに伴う所要の規定の整備を行うこととしております。

第四に、政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理またはその方法の義務づけに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする規定を追加することとしております。

………(略)………

以上が、各修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二十三年四月二日)

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現のため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一 地方の自主・自立に向けて、基礎自治体への権限移譲、国  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律  
する法律

の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税源の充実確保等の諸課題について、国と地方が多面的・総合的に協議しつつ、共通認識の下に、その解決のため早急な取組を強力に進めること。

二 基礎自治体への権限移譲等については、その実現に向けて速やかに取り組むとともに、権限移譲等に伴い必要となる財政措置を同時に行うこと。

三 国の出先機関の抜本的見直しについては、国と地方の役割分担の観点から事務・権限の見直しを進めるとともに、事務・権限を地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮すること。あわせて、国の権限に属する事務を出先機関を通じて行う場合には、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

四 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

五 国と地方の協議の場については、国と地方の代表者による真摯な意見交換を行い、国と地方の関係が対等・協力の関係

となることに資するため、地方の意向を尊重して議案を幅広く選定するとともに、政策の企画立案及び実施に地方が参画する機会を確保するよう積極的に開催すること。

六 国と地方の協議の場の臨時の参加者や分科会の構成員については、自然条件、社会経済条件、団体規模等において多様性を有している地方公共団体の実情が適切に反映されるよう配慮すること。

七 地方の基本的な在り方を検討するに当たっては、国と地方の協議の場をはじめとする法律に定める組織の最大限の活用を図ること。

#### 四、参議院総務委員長報告(平成二十三年四月二十八日)

○那谷屋正義君 たいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

三法律案は、第七十四回国会において本院で政府原案どおり可決し、衆議院で継続審査中でありましたが、今国会において修正議決の上、本院へ送付されてきたものであります。

まず、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律の改正等を行うおとするも

のであります。

なお、衆議院において、題名を改めること、地域主権改革の用語及び地域主権戦略会議に係る規定を削除すること、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定を追加すること等の修正が行われております。

……(略)……

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、地域医療提供体制と地域主権改革、法律案修正の理由及び経緯、国と地方の協議の場の協議対象、運営事項等の在り方、児童福祉施設の最低基準を条例委任する問題点等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、みんなの党を代表して寺田典城委員より、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、地域主権改革の用語を用いること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案につきまして、両修正案は賛成少数により否決され、両法律案は多数をもつ





地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

一三四

を図ること。

右決議する。

(注) 法律第三七号は、当初「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」として提出されたが、衆議院で題名が修正された。